第十四号様式（第47条関係）

手　数　料　納　付　書

金　　円

船舶の名称

総トン数

測度の種類

上記金額の手数料を納めます。

収　入 印　紙

年　　月　　日

住　　所
氏名又は名称
代表者の氏名　　㊞

地方運輸局長
運輸監理部長
地方運輸局運輸支局長
地方運輸局海事事務所長
運輸監理部海事事務所長
地方運輸局運輸支局海事事務所長
沖縄総合事務局長
運輸事務所長
あて

(注)　1　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。
　　2　記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。

第十三号様式（第四十二条の七関係）

（表）

5.4センチメートル　5.4センチメートル　8.6センチメートル

第　　号
年　月　日発行

官職氏名
年　月　日生

海上運送法第三十九条の七第二項において準用する同法第二十五条第二項の規定による検査員の証

写真

年　月　日限有効

国土交通大臣（地方運輸局長／運輸監理部長）　印

（裏）

（海上運送法抜粋）

第二十五条
2　当該職員は、前項の規定により検査又は質問をする場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第三十九条の七　国土交通大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、国土交通省令で定めるところにより、認定対外船舶運航事業者に対して、第三十九条の五第五項各号に掲げる事項その他必要な事項について報告をさせ、又はその職員に、認定対外船舶運航事業者の事業場若しくは事務所に立ち入り、準日本船舶に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
2　第二十五条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

第五十条　次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。
二十二　第二十五条第一項（第四十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第三十九条の四第一項又は第三十九条の七第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者